

西栗倉村「百年の森林観光・産業創出事業」公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

西栗倉村は、平成の大合併時に単独村政を選択して以降、2008年に「百年の森林構想」を掲げ、森林を消費する資源としてではなく、世代を超えて育て、活かし、次代へ継承する公共的かつ創造的な資産として捉え、持続可能な地域づくりに取り組んできました。

この取り組み以降、百年の森林事業をはじめ、ローカルベンチャー事業、移住・定住の促進、地域内外の人材との協働等、村外からの視点や多様な挑戦者を取り込みながら、村の持つ隠れた強みを発掘し、新たな価値を生み出す取り組みを進めてきました。ローカルベンチャースクールや TAKIBI プログラム等を通じて、村内には70件を超えるローカルベンチャーが生まれており、西栗倉村は「挑戦の舞台」としての土壌を育み続けています。

一方で、観光分野においては、村の思想、森林、産業、暮らし、事業者の営みが、来訪者に対して十分に一貫した体験価値として届けられているとは言い切れません。村内には、道の駅「あわくらんど」などの既存観光拠点が存在しますが、これらを単体で再生するだけでは、村が目指す観光の姿には到達しません。

今後、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化、施設の老朽化などにより、地域課題は複雑化の一途をたどっていくなか、限られた経営資源の中で持続可能な地域を実現するためには、従来の概念に捉われず、豊富な知見やリソースを持つ民間事業者等と「ありたい未来」を共創していくことが不可欠と考えます。

本事業は、「百年の森林構想」を観光・産業の領域において具体的な事業として実装し、村を訪れる人が西栗倉村の思想や自然に触れ、村内事業者が持続的に稼ぎ、得られた利益が村の価値向上へ再投資される循環型の仕組みを構築することを目的とするものです。

2. 実施概要

本プロポーザルは、西栗倉村が有する観光資源の発掘・磨き上げ、あるいは再整備を通じた新しい観光事業の創出を促すとともに、補助金等に依存しない再投資可能な持続的ビジネスモデルを構築するための企画提案を民間事業者等から広く募集するものです。

提案にあたっては、道の駅「あわくらんど」など既存の観光資源を単一の点として捉えるのではなく、「百年の森林構想」や村内のローカルベンチャー群との有機的な連携を前提とし、滞在型・体験型・産業連携型観光の核となる仕組み（エコシステム）の構築を求めます。

また、同時並行で推進する「西栗倉村ブランドコミュニケーション戦略策定業務」のコンセプトを現場へ深く反映し、空間、サービス、商品、情報発信のすべてにおいて、一貫したブランド体験を実装することを重視します。

なお、採択された提案は本村との協議を経て事業着手となりますが、協議の成立後であっても、予算案が議会で否決される等の事由により事業実施が不可能となった場合は、事業化を見送るものとします。

3. 提案募集の対象

(1) 提案募集の対象

募集する提案は、西栗倉村の観光資源を活用し、村の思想、森林、産業、暮らし、事業者の営みを一貫した体験価値として来訪者に届けるとともに、村内事業者が持続的に収益を生み、その利益を村の価値向上へ再投資していく観光・産業創出事業に関する提案です。

具体には、次の「(ア) 百年の森林観光・産業創出事業に関する提案」及び「(イ) 自主事業提案」を一体又は関連する提案として行うものとし、各号の内容を踏まえ、提案者の創意工夫により自由に提案できるものとします。

(ア) 百年の森林観光・産業創出事業に関する提案（必須提案）

① 事業名称

西栗倉村「百年の森林観光・産業創出事業」推進業務

② 事業目的

本事業は、西栗倉村の有する観光資源の発掘・磨き上げ、あるいは再整備を通じた新しい観光事業の創出を促すとともに、補助金等に依存しない再投資可能な持続的ビジネスモデルを構築することを目的とします。

また、観光を村の「第二の産業基盤」へと高めるため、既存のローカルベンチャー群と有機的に接続し、滞在型・体験型・産業連携型観光の核となる組織又は機能を形成することを目的とします。

③ 業務期間

契約締結日から 令和 11 年 3 月 31 日までとします。

なお、本事業は令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年度にわたり実施することを予定しており、具体的な履行期間は、契約締結時に本村と受託者との協議により定めるものとします。

本事業の最大の成果は、事業完了後も持続・実装していく仕組みを構築することであるため、3 か年度を次のフェーズに区分し、各フェーズにおいて定量的な達成目標を設定しながら業務を推進するものとします。

年度	フェーズ	主な目的・マイルストーン
1 年目 (令和 8 年度)	戦略策定・実証 フェーズ	現状分析、事業構想、ブランド連携方針の策定、短期的な実証事業の設計・実施、収益仮説の検証
2 年目 (令和 9 年度)	実装・経営改善 フェーズ	施設改修設計・空間活用案、サービス・体験コンテンツ、人材育成等の本格実装、運営体制の構築、収益化モデルの稼働
3 年目 (令和 10 年度)	自立・展開フェーズ	自走体制への移行、再投資スキームの確立、観光推進組織等の自立運営化、次期事業展開の確定、民間連携及び投資の誘発

④ 提案上限額

本事業の提案上限額は、次のとおりとします。

金 371,000,000円

(消費税及び地方消費税を含まない、3 か年度総額の上限額)

提案者は、見積書において次の区分を明示するものとします。

- ・年度別の費用
- ・業務項目別の費用

⑤ 提案を求める内容

1) 現状分析及び基本戦略の策定

提案者は、本村が有する観光資源を多角的に分析した上で、観光・産業創出に向けた実効性のある基本戦略を提案してください。

提案にあたっては、少なくとも次の事項を含めるものとします。

- ・「百年の森林構想」及び「環境モデル都市」としての本村の価値観を踏まえた、観光・産業創出の基本戦略
- ・村内ローカルベンチャー及び地域事業者の商品、サービス、体験コンテンツ等との具体的な連携方針
- ・持続可能な観光・産業創出に向けたマスタープラン（全体計画）

2) ブランドコミュニケーション戦略との連携

提案者は、別途推進される「西栗倉村ブランドコミュニケーション戦略策定業務」と緊密に連携し、同業務で定義される村のメッセージ、デザインコード及びマナー等を本事業に反映する方法を提案してください。

提案にあたっては、少なくとも次の事項を含めるものとします。

- ・ブランド戦略受託者との会議体、協議方法
- ・村内事業者及び施設運営者へのブランド浸透方法
- ・来訪者に対して一貫した体験価値を提供するための運用方法

3) 運営体制及び自走化の仕組み

提案者は、本事業終了後も村内に知見、仕組み、人材及び収益構造が残るよう、持続可能な運営体制を提案してください。

提案にあたっては、少なくとも次の事項を含めるものとします。

- ・観光推進組織又は DMO・DMC 的機能のあり方
- ・事業主体及び運営体制の構築方法
- ・村内事業者、既存施設運営者、住民等との合意形成方法
- ・人材育成及び研修の実施方法
- ・委託期間終了後の運営引継ぎ方法
- ・事業終了後（令和 11 年度以降）の事業展開及び民間連携の考え方

4) KPI 及び成果管理

提案者は、事業の進捗及び成果を定量的に把握するため、KPI の設定、計測方法、報告体制及び改善方法を提案してください。（想定する KPI の一例を以下に例示します）

区分	KPI 指標例
集客・滞在	年間来訪者数、季節別来訪者数、平均滞在時間、通過交通量に対する立寄率
収益性・経営	部門別売上高、客単価、営業利益率
持続性・自立	行政補助金依存率の低減、再投資原資の創出額、リピート率
地域産業接続	住民の日常利用率、連携ローカルベンチャー数、村内産品調達率
人材・雇用	I ターン・地域おこし協力隊等の定着数、新規雇用創出数

（イ）自主事業提案（任意提案）

提案者は、必須提案事項に加え、本事業の効果をより高めるため、提案者自身又は共同体が主体となって実施する自主事業を提案することができます。

自主事業提案については、次の範囲において自由に行うことができます。ただし、村が当該自主事業に係る実質的な事業費負担を行うことを前提とする提案は、原則として認めません。

① 観光・産業創出に関連して展開する事業

対象施設又は村内観光資源の運営、管理、販売、プロモーション等に関連して、提案者自身が展開する事業について提案することができます。

② 地域経済効果を増大させる事業

本事業によって地域に発現する効果をより増大させるため、村内事業者、ローカルベンチャー、農林業、木材関連産業、宿泊・飲食・体験事業者等と連携して行う事業について提案することができます。

③ 地域に資する事業

提案においては、自主事業により、次のいずれか又は複数の効果が見込まれる内容としてください。

- ・ 地域の就業機会の創出
- ・ 地域経済基盤の強化・発展
- ・ 村内产品及び地域資源の活用促進
- ・ 来訪者の滞在時間延伸
- ・ 村民の日常利用の促進
- ・ 生活環境の整備・充実
- ・ 民間投資の誘発

(2) 提案条件

- ① 本事業に係る費用については、最大の地域経済効果の創出と村の財政支出の最小化を両立するよう配慮すること。
- ② 本事業は、計画策定のみを目的とするものではなく、実証、実装、販売、運営体制整備、人材育成等の現場実装を重視すること。
- ③ 提案者は、村内事業者、既存施設運営者、住民等との対話を重視し、丁寧な合意形成を図りながら業務を推進すること。
- ④ 提案者は、事業完了後も村内に知見、仕組み、人材及び収益構造が残るよう配慮すること。
- ⑤ 自主事業提案については、必ずしも提案を義務付けるものではありませんが、採択審査では採否の総合的な判断の範囲に含まれるものとします。

4. 提案者の資格要件等

(1) 参加者の条件

- ① 提案者は、提案内容を実行する意思と能力を有する法人又は複数法人による共同体とします。
- ② 共同体で提案する場合には、1 者を代表者として選出したうえで、提案者の構成員全てを

明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は、代表者が共同体を代表して参加手続きを行うものとします。

- ③ 提案者は、本村及び必要に応じて村内事業者、関係団体等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。
- ④ 提案者は、過去 10 年以内に、国、地方公共団体又は民間において、次のいずれかに関する受託又は執行実績を有することとします。

- ・ 観光戦略策定
- ・ 地域ブランディング
- ・ 公共施設又は観光施設の再整備・運営支援
- ・ 宿泊施設、温浴施設、道の駅等の経営改善
- ・ DMO 又は DMC 等の設立・運営支援
- ・ 新規事業開発
- ・ DX 推進
- ・ 資金調達又はファイナンス
- ・ その他、本事業と同種又は類似する業務

共同体で提案する場合は、構成員のいずれかが上記の実績を有していれば可とします。

（２）提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等と関係を有する者
- ④ 国及び地方自治体から入札参加資格停止又は指名停止を受けている者
- ⑤ 国税及び地方税を完納していない者
- ⑥ その他、本村が本プロポーザルへの参加者として適当でないと認める者

５．スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおり予定しています。

項目	日程
公募開始・実施要項等の公表	令和 8 年 7 月 22 日（水）
質問書の受付期限（注）	令和 8 年 7 月 29 日（水）
質問書への回答	令和 8 年 8 月 3 日（月）

項目	日程
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 6 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月 25 日（火）
審査結果の通知	令和 8 年 8 月 28 日（金）
審査結果の公表	令和 8 年 8 月 31 日（月）
詳細協議開始	令和 8 年 9 月上旬以降

注：・詳細手続きについては、応募様式集を参照してください。

- ・質問書を提出する際は、秘密保持誓約書を合わせて提出してください。
- ・秘密保持誓約書の提出を確認した者に対し、質問書への回答ならびに「西栗倉村ブランドコミュニケーション戦略策定業務」の概要資料を開示します。

6. 提出書類

提案者は、指定された期日までに、次の書類を提出してください。

（１）参加表明時に提出する書類

- ① 参加表明書
- ② 会社概要又は団体概要（共同体で提案する場合は、構成員全ての概要を提出してください。）
- ③ 業務実績書（本事業と同種又は類似する実績について、発注者、業務名、業務概要、履行期間、成果等を記載してください。）
- ④ 共同体構成書（共同体で提案する場合は、代表者、構成員、役割分担、責任範囲を明確にしてください。）

（２）企画提案時に提出する書類

- ① 企画提案書（企画提案書には、次の項目を含めるものとします。）

企業又は共同体の概要、本事業に対する基本姿勢、業務実施方針、3 か年度のフェーズ設計、実施体制、基本戦略に関する提案、ブランドコミュニケーション戦略との連携に関する提案、村内事業者及びローカルベンチャーとの連携に関する提案、KPI 及び成果管理に関する提案、事業終了後（令和 11 年度以降）の将来展開に関する提案、自主事業提案（行う場合のみ）

- ② 業務実施体制表（管理責任者、主担当者、専門人材、再委託先等の体制を明示してください。）
- ③ 3 か年度ロードマップ（年度別、フェーズ別、業務項目別に、実施事項、到達目標、成果物、KPI を整理してください。）
- ④ 見積書（年度別、業務項目別の区分を明示してください。）
- ⑤ その他、本村が必要と認める書類

7. 企画提案書の作成要領

（１）企画提案書の形式

企画提案書は、A4 判横又は A4 判縦を基本とし、提案内容が分かりやすい形式で作成してください。スライド形式による提出も可とします。

（２）記載上の留意事項

企画提案書は、次の事項に留意して作成してください。

- ① 抽象的な方針のみではなく、実施手順、体制、スケジュール、費用、成果指標を可能な限り具体的に記載すること。
- ② 調査、分析、計画策定だけでなく、実証、実装、運営体制整備、人材育成、収益化に至る一連のプロセスを記載すること。
- ③ 村内事業者及び既存施設運営者との連携方法を具体的に記載すること。
- ④ ブランドコミュニケーション戦略との接続方法を具体的に記載すること。
- ⑤ 事業完了後に村内へ残す仕組み、人材、運営体制、収益構造を明確に記載すること。
- ⑥ 提案内容の実現にあたり、村に求める役割及び民間事業者が担う役割を明確に記載すること。

8. 審査

（１）審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査委員が評価を行い、受託候補者を特定します。審査にあたっては、提案内容の優劣のみならず、本村との協働姿勢、実行体制、現場実装に向けた具体性等を総合的に評価します。

（２）審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者に対して文書で通知します。また、受託候補者として特定された者については、必要に応じて村ホームページ等で公表します。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

（３）追加書類の提出

受託候補者として特定された者は、本村が必要と認める場合、契約又は協議に必要な追加書類を提出するものとします。

（４）審査の基準

審査においては、下記の評価項目に従って評価を行います。

評価項目	配点	評価の視点
① 理念の理解・目的適合性	20 点	「百年の森林構想」や村のローカルベンチャーの文脈、ブランドコミュニケーション戦略の企図を深く理解し、観光を新たな産業基盤として創出する考え方が明確であるか。
② 提案の具体性・実現可能性	40 点	滞在・体験・産業連携型観光の核となる仕組みの構築に向け、地域の特性を考慮した精緻で実効性の高い計画が示されているか。また、将来的な事業の自立・発展を促す再投資モデルや、民間事業者の主体的な参画と責任（コミットメント）を担保する仕組みまでを視野に入れた提案がされているか。
③ KPI・成果管理の妥当性	10 点	フェーズごとの定量目標とデータ計測・報告体制が適切に設計され、委託終了後のモニタリングが担保されているか。
④ 将来展開・波及効果・体制	30 点	事業完了後（令和 11 年度以降）の持続的成長、広域連携、民間投資誘発、村内産業への経済波及が魅力的に描かれているか。完遂のための人員体制、伴走支援への熱意、共創姿勢があるか。
合計	100 点	

9. 成果物

受託者は、各年度において、村と協議のうえ、次の成果物を作成・提出するものとします。なお、本事業における成果物は、報告書に限られるものではなく、現場に実装された仕組み、マニュアル、収益構造、運営体制そのものを含むものとします。

（１）１年目（令和 8 年度）の成果物

- ① 現状分析報告書
- ② 基本戦略（観光・産業創出に向けたマスタープランを含むものとします。）
- ③ ブランドコミュニケーション戦略との連携方針書（別途推進されるブランドコミュニケー

ション戦略との接続方法を整理するものとします。)

- ④ 実証事業計画書及び結果報告書（短期的な実証事業の設計、実施結果、検証内容を含むものとします。）
- ⑤ 3 か年度詳細ロードマップ（各年度の実施事項、成果物、KPI、役割分担を整理するものとします。）

（２）２年目（令和 9 年度）の成果物（注）

- ① 商品・サービス造成仕様書
- ② 販売・プロモーション実行計画書
- ③ 事業主体・運営体制構築案
- ④ 人材育成・研修実施計画書
- ⑤ KPI モニタリング中間評価報告書

（３）３年目（令和 10 年度）の成果物（注）

- ① 自走化計画書
- ② 現場運営マニュアル及び業務フロー
- ③ KPI 管理・モニタリングシート
- ④ 事業主体・運営体制最終確定書
- ⑤ 事業終了後（令和 11 年度以降）の将来展開計画書
- ⑥ 村内関係者向け引継ぎ資料
- ⑦ 最終成果報告書

注：２年目（令和 9 年度）および３年目（令和 10 年度）の成果物の詳細は協議により確定します。

10. 協議

（１）業務実施に向けた協議

受託候補者と本村は、提案内容を基に、契約締結及び業務実施に向けた詳細を協議します。協議が整わない場合は、契約を締結しないことがあります。

（２）協議に関する留意事項

- ① 協議は、原則として受託候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、協議に要する費用は受託候補者の負担とします。
- ② 協議が整わなかった場合であっても、受託候補者が協議過程において負担した費用やリスク等について、村は責任を負いません。
- ③ 受託候補者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、本事業が実施できなくなった場合には、本件は着手されません。ただし、当該事

業が実施できなくなった事由が解決したときは、受託候補者と本村と協議の上、事業を着手することがあります。

- ④ 受託候補者は、村が事業化の検討において提出書類を利用すること、事業名称や概略等を公表することに同意するものとします。ただし、西栗倉村情報公開条例に定める非公開情報に該当する部分は除きます。
- ⑤ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、西栗倉村情報公開条例に定める非公開情報に該当する部分については、報告の対象としません。
- ⑥ 受託候補者は、提出書類が第三者の有する特許権、著作権、商標権その他の権利を侵害するものでないことを本村に対して保証するものとします。提出書類が第三者の権利を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託候補者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。
- ⑦ 西栗倉村情報公開条例に基づく情報公開請求により、提出書類の一部又は全部を公開することがあります。ただし、同条例に定める非公開情報に該当する部分は除きます。
- ⑧ 受託候補者又は受託者が次のいずれかに該当する場合は、失格、協議不成立又は契約解除とします。
 - (ア) 本要項に定める手続きを遵守しない場合
 - (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (ウ) 公正な審査について影響を与える行為があった場合
 - (エ) 契約又は協議において定めた事項に違反した場合
 - (オ) その他、本村が受託候補者又は受託者として適当でないと認める場合

1 1. 契約・業務実施

(1) 契約締結

受託候補者と本村は、協議成立後、本事業の実施について契約を締結します。契約内容は、提案内容を基に、本村と受託候補者との協議により決定します。

(2) 契約の時期

受託候補者と本村は、次に定める時点において契約を締結します。

- ① 予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点
- ② 予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点

(3) 業務実施

契約締結後、受託者は責任をもって協議した提案内容及び契約内容を履行するものとします。

受託者は、業務実施にあたり、次の事項を遵守してください。

- ① 本村と定期的に協議を行い、進捗状況、課題、対応方針を共有すること。

- ② 村内事業者、既存施設運営者、住民等の関係者との合意形成を丁寧に行うこと。
- ③ 報告書作成にとどまらず、現場に実装される仕組みづくりを重視すること。
- ④ KPI に基づく進捗管理を行い、必要に応じて改善策を提案・実施すること。
- ⑤ 業務完了後も村内で継続可能な運営体制、人材、業務フロー、収益構造を残すこと。

（４）再委託

受託者は、本業務の一部を再委託する場合、事前に本村と協議し、承認を得るものとします。再委託を行う場合であっても、本業務全体に関する責任は受託者が負うものとします。

（５）著作権及び成果物の取扱い

本業務により作成された成果物の著作権及び利用権の取扱いは、契約において定めるものとします。ただし、本村が本事業の推進、施設運営、広報、議会報告、関係者説明、次期事業展開等に必要な範囲で成果物を利用できるよう、受託者は必要な権利処理を行うものとします。

１２．問い合わせ先

西栗倉村役場 産業観光課

〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 33 番地 1

電話：0868-79-2230 Mail：sankan@vill.nishiwakura.lg.jp

※質問等については、指定の質問書様式により電子メールにて提出してください。